

特定非営利活動法人 Luna(ルーナ) 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Luna(ルーナ)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市山手町六丁目3番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県内(主に福山市、尾道市を中心に)で病気や、障がいがある方、医療的ケアが必要な方とその家族に対し、支援や介護、社会参画や理解を広めることに関する事業を行い、安心して生まれ、育ち、人生を生き抜くことができる地域づくりに寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 児童福祉法に基づく障害児に関する支援事業
 - ② 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ④ 障害児の家族や兄弟児を支援する事業
 - ⑤ 障害がある方と地域との交流やイベント等の企画、運営
 - ⑥ ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業
 - ⑦ 広島県が定める医療的ケア児の通学支援事業
 - ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3～8人
- (2) 監事 1～3人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期終了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の議決決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する賃借対照表の公告については内閣府 NPO ポータルサイトに掲載して行う。なお、法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高橋宏樹
副理事長	島崎めぐみ
理事	宮地義孝
理事	河野秀昭
理事	神原裕司
理事	神原まゆか
理事	佐藤美紀
理事	板橋陽子

監事 竹岡明見

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 6 月 30 日まで

とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員
 - 正会員(個人) 入会金 0円 年会費 3000円
 - 正会員(団体) 入会金 0円 年会費 5000円
- (2) 賛助会員
 - 賛助会員(個人) 入会金 0円 年会費 3000円
 - 賛助会員(団体) 入会金 0円 年会費 3000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人Luna

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	たかはしひろき 高橋宏樹		有
副理事長	しまぎき 島崎めぐみ		無
理事	こうのひであき 河野秀昭		無
理事	みやちよしたか 宮地義孝		無
理事	かんばら 神原まゆか		無
理事	かんばらゆうじ 神原裕司		無
理事	さとうみき 佐藤美紀		無
理事	いたばししょうこ 板橋陽子		無
監事	たけがみあき 竹岡明晃		無

注1 理事3名以上、監事1名以上が必要です。

2 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）によって証明された住所又は居所を記載してください。（書面のとおりに記載してください）

3 「報酬の有無」の欄には、報酬の有無の予定を記載してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号口）。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはいけません。（法第21条）

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4をお願いします。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

少子化の日本にありながら医療的ケア児は年々増加しており、2021年に医療的ケア児支援法が施行され国内にその存在が広く知られる契機ともなった。しかし、支援体制には地域間格差が大きいという実情がある。

広島県内にも医療的ケア児等支援センターが設立されたが、県内全域を網羅するのは厳しい現状である。

特に福山市、尾道市内においては重篤な状態で生まれた子どもたちは市外のNICUへ搬送されるケースが多い。また在宅開始後の通所施設においても単独通園が多く、保護者同士の繋がりが希薄になり、事業所の存在や詳細なサービスを知らずに孤独に育児をしている家庭が多い。それに伴い、地域との交流も少なく地域住民にとって医療的ケア児や障がいがある子どもが遠い存在となってしまっている。

医療的ケア児や障がいがある親の多くは子どもの未来に見通しが持てず、『自分が子どもを看取りたい』という悲しすぎる願望を抱いている。

以上のような問題を解決するために2021年9月株式会社Asterコーポレーションを設立し、2022年4月より多機能型事業所Soareを開設、重症心身児と医療的ケア児の通所支援を開始した。現在、すでに放課後等デイサービスの定員に空きはなく利用児の就学後の支援が足りないという現実問題に直面している。

利用児の多くが現在年少であり、就学を迎える令和8年4月までに新たに放課後等デイサービスが必要である。また通所のみならず、通学支援、移動支援、居宅介護や訪問看護など多岐にわたるサービスが不足している。

先に挙げたような事業を展開し、永続的なものとして活動していくためには開かれた、不特定多数の人々からの支援によって形成されるNPO法人が相応しいという結論にいたりこの度、設立の運びとなった。

私たちが立ち上げるNPOは、どんな病気や障がい、医療的ケアがあっても、安心して生まれ、育ち、人生を楽しみ生き抜くことができるような地域づくりを目標とし、『生まれてきてよかった、生んでよかった』と心から思えるような支援を拡大・拡充していく。

上記に示したような実情を課題と感じている当事者、支援者、支援者の家族等がNPOの活動を通して1人でも多くの仲間を集い、人々の心を動かし、行動に変えてもらうことで子どもたちとその家族の笑顔と未来を創っていこうという志のもと今後活動していく。

2 申請に至るまでの経過

2021年9月株式会社Asterコーポレーション設立

2022年4月多機能型事業Soare(尾道市浦崎町満越4174 - 2)開設

2024年5月18日設立総会開催

令和6年 5月 18日

特定非営利活動法人 Luna

設立代表者

(住所又は居所)

(氏名) 高橋 宏樹

令和6年度事業計画書

設立の日から令和7年6月30日まで

特定非営利活動法人 Luna

1 事業実施の方針

初年度はまずは医療的ケア児や重症心身児の存在を広く啓蒙し、地域内や家族間の交流等の促進を目指す。

地域の小学校の学園祭や保育所のイベント等へ積極的に参加し、地域の子ども達との交流をする。また多機能型事業所Soareを活用し、Soareの利用児と利用児ではない医療的ケア児等と夏はプール活動、秋は仮装をしてのハロウィンパーティー、冬はお餅つき大会を行う。実際にお餅つきを丸める体験などすることで、新たな経験を積み重ねていく。その際に当事者家族や兄弟児も参加することで家族間の交流の場も設ける。

ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業として登録し、医療的ケア児を支援する人材育成を行う。その他事業は2期以降の実施予定。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の支出見込額 (単位:円)
①児童福祉に基づく障害児に関する支援事業	重症心身児通所事業所開設	令和8年4月	尾道市内	7	10	0
②障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援事業	居宅介護支援事業所開設に向けた事前協議	令和8年6月	尾道市内	3	未定	開所にむけた事前協議のため支出なし
③障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	有償運送(医療的ケア児の通学支援)	令和8年4月	福山市内	3	2	0
④障害児の家族や兄弟児を支援する事業	家族間の交流会	令和6年11月頃	多機能型事業所Soare	5	10名程度	0
⑤障害がある方と地域との交流やイベント等の企画、運営	地元保育園や小学校との交流 地域のイベントへの参加	随時	随時	10	5名程度	0
⑤障害がある方と地域との交流やイベント等の企画、運営	夏:夏祭りやプール遊び 秋:ハロウィンイベント 冬:餅つき大会 など	随時	多機能型事業所Soareや地域公民館など	10	5名程度	50,000
⑥ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸	喀痰吸引3号研修事業所として登録し、医療的ケアの支援をできるスタッフの人	令和6年12月頃	多機能型事業所Soare	1	2	15,000

引等研修事業	材育成を行う。					
⑦広島県が定める 医療的ケア児の通 学支援事業	医療的ケア児の登下校の通学 車内での医療的ケア支援	令和8年4 月以降利 用児の登 校日に合 わせて随 時	福山市内	1	2	0

令和7年度事業計画書

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人 Luna

1 事業実施の方針

2年目も初年度同様に医療的ケア児や重症心身児の存在を広く啓蒙し、家族同士や地域内での交流等の促進を目指す。

前年度に引き続きホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業者として医療的ケア時の支援ができる人材育成事業を行う。併せて、重症心身児の児童発達支援と放課後等デイサービスの通所施設開所に向け、県と事前協議を開始し、4月開所を目指す。

また、居宅介護事業所開設に向け尾道市と事前協議をスタートさせる。

就学後の支援として医療的ケア児等の通学支援に対応できるよう、通学支援と有償運送事業の準備をし、支援開始予定。具体的な支援方法について来春以降に県が方向性を示す意向であるのでそれに合わせて柔軟に対応していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の支出見込額 (単位：円)
①児童福祉に基づく障害児に関する支援事業	重症心身児通所事業所開設	令和8年4月	尾道市内	7	10	7,096,875
②障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援事業	居宅介護支援事業所開設に向けた事前協議	令和8年6月	尾道市内	3	未定	開所にむけた事前協議のため支出なし
③障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	有償運送(医療的ケア児の通学支援)	令和8年4月	福山市内	3	2	2,000,000
④障害児の家族や兄弟児を支援する事業	家族間の交流会	随時	多機能型事業Soare	5	10名程度	0
⑤障害がある方と地域との交流やイベント等の企画、運営	地元保育園や小学校との交流 地域のイベントへの参加	随時	随時	10	5名程度	0
⑤障害がある方と地域との交流やイベント等の企画、運営	夏：夏祭りやプール遊び 秋：ハロウィンイベント 冬：餅つき大会 など	季節に応じて随時	多機能型事業所Soareや地域公民館など	10	5名程度	50,000
⑥ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業	喀痰吸引3号研修事業所として登録し、医療的ケアの支援ができるスタッフの人材育成を行う。	応募によって随時	多機能型事業所Soare	1	2	30,000

⑦広島県が定める 医療的ケア児の通 学支援事業	医療的ケア児の登下校の通学 車内での医療的ケア支援	利用児の 登校日に 合わせて 随時	福山市内	1	2	300,000
-------------------------------	------------------------------	----------------------------	------	---	---	---------

設立当初の事業年度 活動予算書
設立から令和7年6月30日まで

特定非営利活動法人Luna

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	30,000	75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益			
		50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
喀痰吸引等研修事業収益	60,000		
事業収益			
		60,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			185,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	15,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	15,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
備品消耗品	50,000		
その他経費計	50,000		
事業費計		65,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	15,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			90,000
当期経常増減額			95,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			95,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			95,000

令和7年度活動計算書
令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人Luna
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	45,000		
賛助会員受取会費	30,000		
		75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	0		
		100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
通所事業収益	6,727,130		
有償運送収益	600,000		
喀痰吸引研修事業収益	30,000		
通学支援事業収益	1,200,000		
		8,557,130	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			8,732,130
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,830,045		
法定福利費	403,523		
退職給付費用	0		
福利厚生費	496,965		
人件費計	3,730,533		
(2) その他経費			
發送配達費	550		
旅費交通費	226,454		
外注委託費	981,050		
減価償却費	1,410,323		
事務用消耗品	34,927		
通信交通費	17,088		
水道光熱費	26,091		
保険料	282,238		
備品消耗品費	1,067,621		
車両費	1,700,000		
その他経費計	5,746,342		
事業費計		9,476,875	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		
給料手当			
法定福利費	40,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	15,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	30,000		
管理費計		270,000	
経常費用計			9,746,875
当期経常増減額			-1,014,745
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-1,014,745
前期繰越正味財産額			95,000
次期繰越正味財産額			-919,745